

国際協同組合年記念協同組合全国協議会 規約

(略称：I Y C 記念全国協議会)

(名称)

第一条 この会は、国際協同組合年記念協同組合全国協議会という。

(目的)

第二条 この協議会は、2012 国際協同組合年全国実行委員会が掲げた目的を承継し、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く国民に認知されるよう取り組みを行うとともに、異種の協同組合が連携することにより新たな価値を生み出し、もって、協同組合運動を促進させる取り組みを行うことを目的とする。

参考：2012 国際協同組合年全国実行委員会規約 (目的) 第二条

この会は、2012 年の国際協同組合年にあたり、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く国民に認知されるよう取り組みを行うとともに、協同組合運動を促進させる取り組みを行うことを目的とする。

(事業)

第三条 この会は、第二条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 協同組合を発展させるために、基本的な考え方や方針を明らかにさせるよう、政府に対して働きかける。
- (2) 協同組合全国組織役職員間で学習交流会を開催するなど、情報共有や相互学習に努め、協同組合間連携の基礎の充実に努める。
- (3) 協同組合に関する学校教育の充実に取り組む。
- (4) 情報発信あるいは学習の一環としてイベントを開催する。
- (5) 協同組合の価値、役割、取組みなどに関する広報・情報発信を行う。
- (6) 同様の目的を持つ地域等の取組みを支援する。
- (7) その他、この会の目的を達成するために必要な事業を実施する。

(会員)

第四条 この会の会員はこの会の目的に賛同する協同組合全国組織(協同組合を基盤とする株式会社、一般法人等を含む)とする。

- 2 この会への加入申請があった場合、幹事会でその是非を決する。
- 3 この会からの脱退は自由とする。

(役員・機関会議)

第五条 この会に、役員として、代表、副代表、幹事および監事を置く。

- 2 幹事は、この会の全ての会員の常勤役員各一名が就任し、幹事会を構成する。幹事・幹事会は、この会の活動を企画・推進する。
- 3 幹事のなかから幹事長一名、副幹事長一名を互選する。
- 4 この会の活動のうち、迅速な判断・対応を求められる案件につき、企画・推進するため、常任幹事を置き、常任幹事会を構成する。幹事のなかから希望する者が常任幹事に就く。
- 5 代表一名、副代表若干名を置く。代表はこの会を代表する。やむを得ない場合は副代表がこれを代行する。代表・副代表は、この会の会員間の協議により、常任幹事を出す団体を代表する役員（会長・理事長）のなかから、選出する。
- 6 監事二名を置く。監事は、この会の会員のうち、代表・副代表、幹事長・副幹事長・常任幹事、事務局長を出す会員以外の会員の役職員のなかから、代表が幹事会の了解を得て指名する。監事はこの会の運営および会計を監査する。
- 7 役員任期は原則一年とし、再任を妨げない。
- 8 この会の事業計画・予算、会員の負担金は、代表が主催する総会で決定する。総会は、代表・副代表、幹事および監事で構成する。

(事務局)

第六条 この会に事務局を置く。この会の総括的な事務局業務は、東京都新宿区市谷船河原町 11 番地 一般社団法人 JC 総研に委託する。

- 2 常任幹事を出している会員は、会員の職員のなかから事務局にあたる職員を指名する。
- 3 代表は事務局長を指名する。

(経費)

第七条 この会の経費は、会員の負担金その他の収入をあてる。

(事業年度)

第八条 この会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会の設置期間)

第九条 この会は、当面、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、設置する。同期間終了後、会を継続するか否かは、この会の総会で決する。

(代表への委任)

第十条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は代表が定める。

附 則

この規約は、平成 25 年 5 月 9 日より実施する。

平成 28 年 3 月 15 日総会にて規約改定承認、平成 28 年 4 月 1 日より施行。

平成 29 年 3 月 23 日総会にて規約改定承認、平成 29 年 4 月 1 日より施行。